

破天荒

教宣部

5045号

2018年
10月10日

化学一般京滋地本
全竹中労働組合



不利益変更 いただきました

先週の金曜日は秋闘の回答指定日でした。永年
会社が主張してきた労働条件を維持してきている
ではないかという姿勢も放棄した模様です。

不利益変更

裏面の回答書を見てください。
来年の「休日」は百十七日とする」と
書いてあります。現在の協定は百
十八日です。

回答理由は「来年は天皇誕生日
が無くなったから」です。

組合は要求日に「国民の祝日」が
増日された場合は前向きに検討す
る」とした議事録や経過も提出し、
来年は天皇誕生日がなくなるが即
位の礼休日が発生する。年間休日
は百十八日のままで、その後後
に発生するであろう「国民の休日」
をどう取り扱うかに会社の国家へ
の考え方が明らかになるだろうと
説明しました。



会社の考え方は祝日が一日減つ
たのだから年間休日も一日減だど
いう安易な発想で不利益変更をし
ようとしています。

過去の経過を見ても、会社曰く
「完全週休二日制(完全に週二回
の休日がある)だが世間を鑑み、祝日
が増日されたら少しづつでも休日
を増日します」という主張があつ
たわけですが、「祝日が減ったら休

電子では新コンピュータシステ
ムの本稼働延期と竹中さん(会長)
が社長代行を行う回覧が次々と出
されました。

出された通達に社内では「海住
さん(社長)は降格」とか「これ
で生産と新商品開発部は病人が出
る」とか、竹中さんはボンヤリ中
間管理職はやりたい放題やな」と
か無責任で自虐的な憶測が飛び
交っています。押し付けばかりで
具体的な説明や質疑応答がないか
らです。

まあ社長の中間管理職に任せな

日を減らす」などということは一
度も主張したことはありません。

福利厚生補助金

今年もひとり3万円の回答があ
りましたが、会社が一方的に決め
た「全て一泊旅行に充当する」でし
た。もっと行事の種類を増やすこ
とによって参加する人も増える筈
です。

組合が年々参加者が減っている
ようだがの問いに電子の労務担当
は「社長が今回の旅行先を決めた
から減った。我々幹事は京都方面
の方が参加率は上がると思っ
た」とまあ呆れた返事もありまし
た。

出張旅費

各種調査を見ると「云々」出張
して赤字になったという話は聞い
たことがないという理由で三十年
近く据え置きです。

組合より「実際に赤字になって
いる事例」と説明すると「へえ調査
ではこうなっているから賄えてる
んだと思っていた」などと無責任
な発言が続きます。

赤字になったら領収書を総務に
持ってきて...そのうち手当があが
るんじゃない?なんて対応でし
た。



提出資料

非組合員を含めた労働時間など
の資料が会社より提出されまし
た。平均すると組合員の方が非組
合員より残業時間が長い。

会社説明として、総務としては
残業したら届出をして欲しいのだ
が、営業を中心に残業をつけない
人がもつといるのではないかと
ことでした。

は?アカンやん。サービス残業
やん。総務としては法令順守して
欲しいが通達も出さず、現場の長
は残業はつけるなど言っていたと
しても会社の責任やん。総務とし
ては営業を中心に勝手に会社の設
備や光熱費を使っている人がいて
困っているというスタンスを取り
続けたいのだから。

社 長 代 行

い(照査が終わった伝票でも担当
者に差し戻す)姿勢は、効率化・時
間管理という部分で結果として納
期遅延を招いていました。管理職
においても社長の言いたいことが
分からないので照査はめくら印、
差し戻されたら「差し戻されたよ
う」って言うだけで責任感のかけ
らもない日常でした。(追記なり説
明しろよ)

新コンピュータシステムについ
ては「ん?秋から本稼働って言っ
てたから9月から本稼働してるん
だと思ってた」十一月だったん

だ」とか「やっぱりねえ」とか言わ
れていますが、この納期遅延問題
のとどめを刺したのは旧コン
ピュータを年初に停止したことで
す。

済んでしまったことは仕方な
い、これからどう対応するかです
が、ここまでくちやぐちやになっ
たらなかなか修正するのは難し
い。



平成30年10月5日

化学一般京滋福地本
全竹中労働組合
執行委員長 稲岡 幸雄 殿

竹中電子工業株式会社
取締役社長 海住 隆 祥

竹中システム機器株式会社
取締役社長 竹中 慎

回 答 書

平成30年9月19日付け貴組合の平成30年秋闘要求に対し、下記の通り回答する。

記

1. 破棄された労働協約部分については復活しない。現行労働協約通りとする。
2. 労働協約第161条に基づく平成31年度（平成31年1月1日～同12月31日）の体育、文化活動等福利厚生行事に関する補助金については次の通りとする。
 - (1) 福利厚生行事等補助金は次の通りとする。
補助金年額＝1人当たり30,000円×平成31年1月5日現在在籍者数
(除く役員、契約社員、嘱託社員)
 - (2) スポーツ施設借用料補助金は次の通りとする。
借用料補助金＝年額370,000円以内とする。(2社分)
〔注〕残額の翌年繰り越しはできないものとする。
 - (3) 行事内容及び予算の配分については、福利厚生運営委員会にて検討する。なお、スポーツ施設借用料補助の支給方法は現行通りとする。
 - (4) 平成30年度福利厚生行事等補助金の繰越金取り扱い。
平成30年度福利厚生行事に関する補助金（除くスポーツ施設借用料）の繰越金は、全額を平成31年度の全社的行事予算に繰り入れを可とする。
 - (5) その他の取扱い
細部の取扱いについても福利厚生運営委員会にて検討する。
3. 労働協約改訂関係
 - ① 労働協約第109条（特別加算）については現行通りとする。
 - ② 労働協約第142条（社用外出旅費）並びに第143条（第一種出張旅費及び第二種出張旅費）における別表12国内出張旅費関係については現行通りとする。
 - ③ 労働協約第146条（国外出張旅費）における別表13国外出張旅費関係については現行通りとする。
 - ④ 労働協約第124条（年次有給休暇）については現行通りとし、時間単位取得は導入しない。

4. 完全週休2日制（毎土曜日休日）の実施は行なわない。従って、労働協約第123条1項については現行通りとする。
来年度は天皇誕生日がなくなる為、第123条2項については次の通り改訂する。
「2. 年間休日日数は117日とする。(平成31年度のみ)」
平成31年度カレンダー（休日表）については別途交渉する。但し、夏季休暇については前年通り2日間固定とする。
なお「国民の祝日に関する法律」の改正が確定次第、対応を別途協議する。
5. 脳ドック検診の実施について
脳ドック検診の実施はしない。
6. 裁判員（含、補充裁判員、裁判員候補者）に選任され、裁判所に出向く必要がある場合、また裁判に参加する場合には、労働協約第129条（特別休暇）別表10、5（6）公用休暇を適用し、無給とする。
7. 定年再雇用については甲種嘱託社員就業規則を用いる。最低賃金の協定はしない。

以 上